

平成17年5月10日
新川流域総合治水対策協議会事務局
愛知県建設部河川課 計画グループ
太田・向井 (内線2729・2730)
ダイヤルイン 052-954-6555

第2 1回新川流域総合治水対策協議会・委員会の結果報告について

平成17年5月10日に開催された新川流域総合治水対策協議会(名古屋市始め8市11町及び国・県)において、以下の項目を協議・確認し、今後とも、積極的に総合治水対策に取り組んでいくことで了解しましたので、お知らせします。

1. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定について

新川総合治水の計画である流域整備計画の見直しにあたり、流域対策の確実な実施を図ることや河川と下水道と連携した整備を図るなどのために、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年6月11日公布・平成16年5月15日施行)に基づき、新川及び新川に流れ込む支川を特定都市河川に指定しこれに伴い新川流域を特定都市河川流域に指定することについて、下記により行うことを合意した。

特定都市河川及び特定都市河川流域(以下、「特定都市河川等」という)の指定は、平成18年1月1日とする。

さらに、特定都市河川等の指定と同時に雨水浸透阻害行為の許可を要する面積を500m²に引き下げることに(法律では1,000m²以上)、名古屋市・一宮市・春日井市についてはそれぞれの市が、それ以外の市町については県が、引き続き実施に向け調整を図るものとする。

2. 流域対策緊急五ヶ年計画の進捗状況について

平成16年度末までの対策済量は約31万m³で、「緊急五ヶ年計画」に対する進捗率は約55%となっている。最終年度である今年度の計画を含めると約98%となり、概ね目標に達することを確認した。(別表参照)

3. 河川事業の実施状況について

新川及び五条川を始めとする総合治水対策特定河川事業の実施状況を説明した。今後とも事業促進を図るため、各市町との連携を強化し取り組むことを確認した。

表 新川・流域対策緊急五ヶ年計画・進捗状況

市町名	緊急五ヶ年計画	平成16年度末まで(実施)			平成17年度(計画)			
	対策量(当初)	箇所	対策量	進捗率	箇所	対策量	総対策量	進捗率
	(A)	(B)	(C)	(D)=(C)/(A)	(H)	(I)	(J)=(C)+(I)	(K)=(J)/(A)
	(m3)	(件)	(m3)	(%)	(件)	(m3)	(m3)	(%)
名古屋市	113,250	7	34,120	30%	6	81,000	115,120	102%
		13	115,120	102%	0	0	115,120	102%
一宮市	72,942	13	19,921	27%	8	8,900	28,821	40%
		19	30,384	42%	6	44,207	74,591	102%
春日井市	112,440	23	72,663	65%	15	39,313	111,976	100%
		26	78,953	70%	13	33,813	112,766	100%
犬山市	46,797	3	30,582	65%	0	0	30,582	65%
		3	30,582	65%	0	0	30,582	65%
江南市	16,880	1	13,980	83%	0	0	13,980	83%
		1	13,980	83%	0	0	13,980	83%
小牧市	111,767	28	69,770	62%	12	26,732	96,502	86%
		41	104,119	93%	3	7,683	111,802	100%
稲沢市	8,500	2	3,475	41%	1	5,100	8,575	101%
		3	8,575	101%	0	0	8,575	101%
岩倉市	838	3	839	100%	0	0	839	100%
		3	839	100%	0	0	839	100%
西枇杷島町	20,600	15	385	2%	4	10,493	10,878	53%
		16	10,825	53%	3	53	10,878	53%
豊山町	8,850	9	10,030	113%	1	123	10,153	115%
		10	10,153	115%	0	0	10,153	115%
師勝町	11,690	12	10,889	93%	1	2,460	13,349	114%
		12	10,889	93%	1	2,460	13,349	114%
西春町	17,836	12	24,366	137%	1	2,500	26,866	151%
		13	26,866	151%	1	0	26,866	151%
春日町	6,303	3	3,690	59%	4	1,770	5,460	87%
		3	3,690	59%	4	1,770	5,460	87%
清洲町	5,500	5	3,425	62%	0	0	3,425	62%
		5	3,425	62%	0	0	3,425	62%
新川町	6,365	2	6,200	97%	0	0	6,200	97%
		2	6,200	97%	0	0	6,200	97%
大口町	788	2	3,328	422%	0	0	3,328	422%
		2	3,328	422%	0	0	3,328	422%
扶桑町	650	4	1,007	155%	0	0	1,007	155%
		4	1,007	155%	0	0	1,007	155%
甚目寺町	270	2	352	130%	1	1,000	1,352	501%
		2	352	130%	1	1,000	1,352	501%
大治町	2,100	2	1,207	57%	0	0	1,207	57%
		4	2,607	124%	0	0	2,607	124%
合計	564,366	148	310,229	55%	54	179,391	489,620	87%
		182	461,894	82%	32	90,986	552,880	98%

注) 上段: 事業完了ベース、下段: 事業着手ベース

【背景】

新川流域(流域面積約249km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「新川流域整備計画」が、昭和57年に策定され、総合治水対策が推し進められてきた。

この間、流域の都市化率は約60%と、計画想定値の64%をほぼ達成したが、開発に伴う必要対策量約245万m³に対し、平成12年度末で約64万m³(約26%)にとどまっている。

東海豪雨後の激特事業の進捗に合わせ、水災の防止・軽減を図るため、新川流域の各市町自らが、平成17年度までの5年間で、緊急的に実施する貯留浸透施設等の目標整備量(約56万m³)を、「流域対策緊急五ヶ年計画」として定めている。(平成13年5月8日策定)

この計画を推進するために、毎年、実施状況について協議会において確認し合うとともに、実施に向けての支援策等を国・県・市町が連携し協議することとしている。

平成16年11月26日の第20回の協議会・委員会で以下の事項が合意されている。

特定都市河川及び特定都市河川流域(以下、「特定都市河川等」という)の指定は、平成17年度下半期を目途にすることとし、これに先立ち、県はすみやかに国土交通大臣への同意手続きなどに着手する。

特定都市河川等の指定に係わる国土交通大臣の同意後、県及び19市町は、雨水浸透阻害行為の対象となる流域内の住民や事業者等に対して、特定都市河川等の指定予定日とあわせ雨水浸透阻害行為の許可が必要となる旨の周知を行うこととする。

特定都市河川等の指定の上、さらに雨水浸透阻害行為の許可を要する面積を500m²に引き下げることにについて(法律では1,000m²以上)、名古屋市・一宮市・春日井市についてはそれぞれの市が、それ以外の市町については県が実施に向け調整を図るものとする。

特定都市河川浸水被害対策法に基づく「新川流域水害対策計画」の策定は、「新川流域整備計画」の見直しや「新川河川整備計画」の策定とあわせ、平成17年度末を目途として進めることとする。